

子どもに関する政策討論会議

説明資料

令和 5 年 9 月

教育委員会事務局関係

1 新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒への影響について

新型コロナウイルス感染症については、本年4月1日から、学校教育活動にあたってマスクの着用を求めないことが基本とされるとともに、5月8日以降、感染症法上の分類が5類感染症に移行されたことにより、個人の選択を尊重し、個人の自主的な取組を基本とする対応に転換されています。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから、約3年余りの間、感染症対策の徹底が求められたことにより、児童生徒や学校教育活動にはさまざまな影響がありました。そのうち、今後留意すべきと考えられるものについて、下記のとおり取りまとめました。

1 新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート結果

- (1) 令和4年度に、新型コロナウイルス感染症の児童生徒への影響を調べるため、養護教諭とスクールカウンセラーを対象に、「新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート」を実施しました。(表1)
- (2) その結果、半数以上の養護教諭とスクールカウンセラーが「気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた」「友人との関係に不安を抱く子どもが増えた」「生活リズム(朝食、睡眠時間等)が乱れがちな子どもが増えた」と回答しているなど、コロナ禍が児童生徒の心身の状態にさまざまな影響を及ぼしている状況がみられます。
- (3) コロナ禍による家庭環境の変化や、マスクを着けたままの学校生活などの対応が取られたことにより、児童生徒が友だちとコミュニケーションを取りにくい状況であったことなどが、要因の一つとして考えられます。

表1：新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童・生徒の変化・様子

	気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた	友人との関係に不安を抱く子どもが増えた	生活リズムが乱れがちな子どもが増えた	(感染防止以外の理由で)学校に登校しづらいと感じている子どもが増えた	運動不足や体力が低下している子どもが増えた
養護教諭	52%	54%	66%	62%	87%
スクールカウンセラー	68%	63%	53%	61%	-

※新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート
(令和元年度以前から、現任校で勤務している養護教諭、同一校種の学校に配置されているスクールカウンセラーを対象に実施)

(4) 今後の対応

- ①今年度も同様の調査を実施して、児童生徒の変化を把握します。
- ②教職員が児童生徒に適切な指導や支援を行うことができるよう、「こころに関する研修会」を開催します。
- ③市町教育委員会の健康教育担当者を対象とした連絡協議会において、児童生徒の健康状態の改善の参考となる啓発資料等を紹介します。

2 不登校児童生徒の増加

- (1) 毎年国が実施している、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校となった児童生徒数はコロナ禍前と比較（令和元年度と令和3年度の比較）して、小中学校で増加しています。（表2）
- (2) 前述の「新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート」では、約6割の養護教諭、スクールカウンセラーが、「(感染防止以外の理由で) 学校に登校しづらいつ感じている子どもが増えた」と回答しており、コロナ禍が児童生徒の学校に登校する意欲に影響を及ぼしている状況がみられます。
- (3) 感染症対策により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、修学旅行や運動会、文化祭などの学校行事の規模縮小や延期・中止、部活動の活動制限などにより、交友関係を深めることができる機会が減少したことなどが、不登校児童生徒の増加の要因の一つとして考えられます。

表2：本県の公立小中学校および県立高等学校における不登校児童生徒の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
小学校	566	672	695	823	1,059
中学校	1,549	1,599	1,612	1,616	2,084
高等学校	538	670	778	760	732
計	2,653	2,941	3,085	3,199	3,875

(4) 今後の対応

- ①令和5年4月に設置した不登校総合支援センターを中心に、各学校への支援、多様な活動や交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関や民間団体との連携等を通じて、児童生徒一人ひとりに応じた、より効果的な支援を実施します。
- ②悩みや不安のある児童生徒に対して、担任や養護教諭の日常的な関わりに加えて、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる相談しやすい環境づくりを推進します。

<参考> 県立教育支援センター「こもれび」の利用状況（令和5年8月31日時点）

登録者数 40人

〔桑名市1人、東員町1人、四日市市5人、朝日町1人、鈴鹿市6人、亀山市3人、津市15人、松阪市3人、明和町2人、伊勢市1人、伊賀市2人〕

3 児童生徒の学力への影響

- (1) 「全国学力・学習状況調査」の結果に対する国の分析では、「臨時休業期間の長さ」と各教科の平均正答率の間には、全体で見ると相関はみられなかった」とされています。
- (2) 本県においては、コロナ禍であっても、児童生徒の学びを止めることがないよう、1人1台端末を活用したオンラインでの学習の実施など、学習機会の確保・充実に取り組んできたところですが、令和5年度調査における、国語、算数・数学の平均正答率の全国平均との差は、コロナ禍前と比べ、小学校では大きく、中学校ではほぼ同水準となっています。（表3-1）

- (3) 平日の学校以外における勉強時間は、コロナ禍前と比べ、小学生、中学生ともに減少しています。一方で、令和4年度調査における、平日のテレビゲーム等の使用時間は、小学生、中学生とも増加しています。(表3-2、表3-3)
- (4) 勉強することが好きな子どもたちの割合は、コロナ禍前と比べ、小学生、中学生ともに減少しています。(表3-4)
- (5) 国においても引き続き、「全国学力・学習状況調査」の結果におけるコロナ禍との関係性について分析を行っていく必要があるとしていることから、児童生徒の学力や学習に関する状況を注視していく必要があります。

表3-1：国語、算数・数学の平均正答率：三重県

		平成31年度 (令和元年度)	令和5年度
小学校	国語	64.2%(+0.4)	66.9%(-0.3)
	算数	66.7%(+0.1)	61.8%(-0.7)
中学校	国語	71.7%(-1.1)	68.7%(-1.1)
	数学	60.3%(+0.5)	51.3%(+0.3)

※全国学力・学習状況調査 () の数値は、全国平均との差

表3-2：平日に学校の授業時間以外に1時間以上勉強している割合：三重県

	平成31年度 (令和元年度)	令和5年度	平成31年度(令和元年度) と令和5年度の比較
小学生	64.2%(-1.9)	54.0%(-3.1)	-10.2
中学生	67.5%(-2.3)	64.9%(-0.9)	-2.6

※全国学力・学習状況調査 () の数値は、全国平均との差

表3-3：平日にテレビゲーム等を3時間以上使用している割合：三重県

	平成29年度 (平成30年度・31年度は 調査項目になし)	令和4年度	平成29年度と 令和4年度の比較
小学生	19.4%(+1.8)	33.1%(+2.4)	+13.7
中学生	23.6%(+2.2)	33.4%(+3.6)	+9.8

※全国学力・学習状況調査 () の数値は、全国平均との差

表3-4：勉強することが好きな子どもたちの割合

	平成31年度 (令和元年度)	令和5年度	平成31年度(令和元年度) と令和5年度の比較
小学生	65.9%	59.6%	-6.3
中学生	60.5%	59.9%	-0.6

※三重県教育ビジョン【基本施策1】子どもの未来の礎となる

「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 施策の数値目標

(全国学力・学習状況調査より算出)

(6) 今後の対応

- ①市町教育委員会が、令和5年度調査の結果を分析し、授業改善や学習内容の定着、学習習慣等の確立に向けて作成する令和5年度の「アクションプラン」が、学力・学習状況の改善につながるよう、市町や学校の求めに応じた教職員の授業力向上に向けた研修への指導・助言を実施します。
- ②三重県PTA連合会等と連携し、児童生徒の学習習慣等の確立に向けた情報発信を行います。

4 地域等と連携した学習

- (1) 「全国学力・学習状況調査」では、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」との質問に、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、コロナ禍前と比べ、減少しています。(表4-1)
- (2) 県立特別支援学校では、児童生徒と地域の小中学校との交流および共同学習を実施していますが、コロナ禍で実施回数が減少し、児童生徒が多様な他者との交わりを通じて、人間関係の形成や社会性を身に付けることに影響を及ぼしている状況がみられました。
- (3) 学校休校に伴う学校図書館利用の制限や、地域図書館の臨時休館、入場制限等の影響により、児童生徒の不読率が上昇傾向にあり、児童生徒の図書離れが懸念される状況となっています。(表4-2)
- (4) これらの要因として、学校現場において感染対策上の必要性から、児童生徒同士が触れ合う集団的な活動や体験的な活動、また地域の方と協働した活動が制限されてきたことなどが考えられますが、今後は、これまで制限されてきた教育活動について、その必要性を十分に検討した上で、実施のあり方を考えていく必要があります。

表4-1：「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の質問に、肯定的な回答をした児童生徒の割合：三重県

	平成31年度 (令和元年度)	令和5年度	平成31年度(令和元年度) と令和5年度の比較
小学生	74.1%	64.4%	-9.7
中学生	56.8%	47.0%	-9.8

※全国学力・学習状況調査

表4-2：平日に学校の授業時間以外に、読書を全くしない割合：三重県

	平成31年度 (令和元年度)	令和5年度	平成31年度(令和元年度) と令和5年度の比較
小学生	19.1%	26.1%	+7.0
中学生	38.7%	39.7%	+1.0

※全国学力・学習状況調査

(5) 今後の対応

- ①指導主事や各事業、教科等で行われる研修会等で、「各地域の学校行事や体験活動の取組」を共有し、学校の集団的な活動や体験活動、地域と連携した活動支援を実施します。
- ②特別支援学校の児童生徒について、直接的な交流に加えて、オンラインによる交流に取り組むとともに、市町教育委員会へ副次的な籍の導入に向けて働きかけるなど、交流および共同学習を充実するための取組を推進します。
- ③県立学校の「読書活動推進モデル校」において、自校に応じた図書館リニューアル計画を策定し、図書館の環境整備や放課後の閉館時間の延長、読書に関わるイベント等に取り組んで、生徒が利用したくなるような学校図書館づくりを推進します。
- ④モデル市町にアドバイザーを派遣して、児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫等について助言や支援を実施します。

5 児童生徒の体力への影響

- (1) 令和4年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、コロナ禍前と比べて体力合計点の低下や、体育授業を除く1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合について低下傾向がみられます。(表5-1、表5-2)
- (2) 前述の「新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の変化に関するアンケート」では、87%の養護教諭が「運動不足や体力が低下している子どもが増えた」と回答しています。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校行事や部活動の制限などの影響により、体を動かす機会が減少したことなどが、要因の一つとして考えられます。

表5-1：体力合計点（平均値）：三重県 (単位：点)

		平成31年度 (令和元年度)	令和4年度	平成31年度(令和元年度) と令和4年度の比較
小学校 第5学年	男子	53.51(-0.10)	52.22(-0.06)	-1.29
	女子	55.48(-0.11)	54.26(-0.05)	-1.22
中学校 第2学年	男子	41.60(-0.09)	41.89(+0.85)	+0.29
	女子	50.05(-0.17)	48.15(+0.73)	-1.90

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ()の数値は、全国平均値との差

表5-2：体育授業を除く1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合：三重県

		平成31年度 (令和元年度)	令和4年度	平成31年度(令和元年度) と令和4年度の比較
小学校 第5学年	男子	50.2% (-1.3)	50.0% (-0.3)	-0.2
	女子	27.4% (-2.7)	28.5% (-0.8)	+1.1
中学校 第2学年	男子	87.6% (+4.1)	85.3% (+5.8)	-2.3
	女子	68.7% (+7.0)	66.5% (+7.6)	-2.2

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ()の数値は、全国平均値との差

(4) 今後の対応

- ① コロナ禍では実施できなかった教員を対象とした参集形式の体育授業指導力向上研修会を実施します。
- ② 児童生徒が運動やスポーツに積極的に親しむ体育授業の実施に向けた取組を推進します。
- ③ 各学校が学校全体で取り組む体力向上の1つである、全校児童が休み時間に縄跳びをするなどの「1学校1運動」をより一層進められるよう、体力合計点の高い学校の事例紹介や、各学校が自校の分析結果を反映させた体力向上の取組をサポートします。

6 新型コロナウイルス感染症に係る差別の防止

(1) 県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別が生じないように、感染の拡大状況やワクチン接種の開始時期に合わせて、下記の人権学習指導資料を発行し、学校に配付してきました。

① 「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」

(令和2年5月)

- ・ 県内の感染者数が50例以下だった時期に配付
- ・ 主に感染に関わる噂や「コロナ」を使ったからかいを防止する学習内容

② 「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」(令和2年9月)

- ・ 県内で感染が拡大し、500例を超える状況となった時期に配付
- ・ 主に自分や身近な人が感染した場合の対応等について考える学習内容

③ 「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」(令和3年8月)

- ・ 12歳以上の子どもへのワクチン接種の機会が確保されていく時期に配付
- ・ 主に接種の選択を尊重することや強制につながる同調圧力について考える学習内容

(2) 令和4年度末には、「マスクをする・しない」によって偏見や差別が生じることのないよう、教職員がマスクの着脱を強いることなく、子どもたち一人ひとりの意思を尊重した対応を行うことなどについて、各学校に通知を行ってきました。

(3) 以上のような新型コロナウイルス感染症に係る差別の未然防止に努めてきたところですが、児童生徒の間で「コロナ」という言葉を使ったからかいや、感染者を避ける行為などの人権侵害事案が、令和4年度末までに19件発生しています。

(4) 今後の対応

- ① 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、学校生活ではマスクの着用を求めないことが基本となっていますが、マスクを外すことに戸惑いのある児童生徒もいることもふまえ、引き続き新型コロナウイルス感染症に係わる差別の発生に注視して、適切な対応を実施します。
- ② 児童生徒の言動に「差別的な内容が含まれていないか」「差別意識が潜んでいないか」を教職員が感知できるよう、研修を充実します。

7 キャリア教育・就職状況への影響

- (1) 県立高等学校卒業生の就職状況は、コロナ禍以降においても、各年度の3月末時点での就職内定率は99.5%以上と高い水準で推移しています。
- (2) 県教育委員会調査による「目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合」は、コロナ禍前よりも増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による顕著な影響はみられない状況です。(表7-1)
- (3) 一方で、県立高等学校におけるインターンシップについて、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から実施を見合わせる学校が増加しました。(表7-2)
- (4) 令和4年度のインターンシップの実施状況は戻りつつありますが、業種によっては活動内容の制限が続いている状況であり、県教育委員会では令和4年10月に「職業ポータルサイト」を新たに開設して、各校における進路指導やキャリア教育に活用しています。
- (5) 今後、対面・体験型のインターンシップの活動機会が減少していたため、ミスマッチによる早期離職が懸念されます。

表7-1：目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合

	平成31年度 (令和元年度)	令和4年度	平成31年度(令和元年度) と令和4年度の比較
小学生	88.2%	90.9%	+2.7
中学生	86.6%	90.5%	+3.9
高校生	65.9%	70.8%	+4.9

三重県教育ビジョン【基本施策2】個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成施策の数値目標

表7-2：県立高等学校におけるインターンシップ*実施校の割合と体験生徒数

	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全日制	98.1%	42.6%	51.9%	83.3%
定時制	27.3%	18.2%	9.1%	27.3%
通信制	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%
体験生徒数(人)	5,094	1,412	1,973	3,606

*デュアルシステムを含む

(6) 今後の対応

- ①令和5年度の県立高等学校のインターンシップについて、実施状況がコロナ禍以前の水準となるように取り組むとともに、対面・体験型の活動がさらに充実したものとなるよう、就業体験など地域の企業と連携した学びの情報を掲載している「職業ポータルサイト」の活用の幅を広げ、高校生にとって個別最適なインターンシップを提供するための支援体制を構築します。
- ②三重労働局から提供される高校生の離職率に注視して、各校の教職員等が卒業生の就職先を訪問して職場での様子を確認し、必要に応じて相談を受けるなどの支援を実施します。

2 教育費負担の軽減に向けた就学支援制度について

1 高校教育等に係る支援について

(1) 高等学校等就学支援金制度

① 事業概要

一定の要件を満たす世帯に属する生徒に対し、就学支援金（三重県立高等学校においては授業料と同額）を支給します。

② 対象者

以下の要件を満たす者

ア 国内居住要件

イ 在学要件

- ・高等学校等に在学していること
- ・高等学校等を卒業していないこと
- ・高等学校等の通算在学期間が36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと

ウ 所得要件

- ・保護者等の所得について、次の算定式

【市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額】
により計算した額が、30万4,200円未満であること

（令和5年度からの家計急変世帯支援については、家計急変事由発生後の収入から年収を推計し、算定基準により計算した額が15万4,500円未満になった場合が対象）

③ 支給額（三重県立高等学校の授業料）

課程	区分		支給額(授業料)
全日制	単位制によらない課程		年額 118,800円
	単位制による課程	1 既卒者	一単位 4,092円
		2 36月を超えて在学する者及び聴講生	一単位 4,092円
		3 1及び2に掲げる者以外の者	年額 118,800円
定時制	単位制によらない課程	1 聴講生	一単位 1,704円
		2 1に掲げる者以外の者	年額 32,400円
	単位制による課程	1 既卒者	一単位 1,704円
		2 48月を超えて在学する者及び聴講生	一単位 1,704円
		3 1及び2に掲げる者以外の者	年額 32,400円
		通信制の課程	一単位 324円
専攻科	年額 118,800円		

④ 支給実績

令和2年度 支給人数 29,880人 支給額 3,303,755,829円

令和3年度 支給人数 28,690人 支給額 3,152,554,965円

令和4年度 支給人数 27,768人 支給額 3,033,577,935円

(2) 高校生等奨学給付金制度

① 事業概要

授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を給付します。

② 対象者

三重県内に住所を有し、高等学校等就学支援金の受給資格を満たす高校生等がいる生活保護（生業扶助受給）世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（家計が急変したことにより非課税世帯相当となった世帯を含む）の保護者等

③ 給付額

	区分	給付額（年額）	
生活保護世帯 （生業扶助受給世帯）	全日制、定時制、通信制	32,300 円	
住民税非課税世帯	全日制、定時制	第1子	117,100 円
		第2子以降	143,700 円
	通信制	50,500 円	
	専攻科	50,500 円	

④ 給付実績

令和2年度 給付人数 3,469 人 給付額 423,090,355 円

令和3年度 給付人数 3,316 人 給付額 370,953,341 円

令和4年度 給付人数 3,187 人 給付額 365,667,364 円

(3) 高等学校等修学奨学金制度

① 事業概要

勉学意欲がありながら経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な生徒に対して、無利子の奨学金を貸与します。

② 対象者

以下の要件をいずれも満たす者

ア 保護者（本人が成年の場合は本人）の住所地が三重県内であること

イ 貸与を受けようとする者が、高等学校等へ在籍していること

ウ 経済的な理由により修学が困難であること

エ 連帯保証人があること

③ 貸与額

種類	区分	貸与額
修学費 （月額）	国公立	8,000 円、13,000 円、18,000 円又は 23,000 円
	私立	20,000 円、25,000 円、30,000 円又は 35,000 円
修学支度費 （入学時一時金）	国公立	40,000 円又は 80,000 円
	私立	50,000 円又は 100,000 円

④ 貸与実績

令和2年度 貸与人数 355 人 貸与額 104,754 千円

令和3年度 貸与人数 288 人 貸与額 85,800 千円

令和4年度 貸与人数 294 人 貸与額 90,720 千円

〈参考〉小中学校教育に係る支援について

(1) 就学援助制度

*** 本制度は、国事業・市町事業として実施**

① 事業概要

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費など一定の援助を行います。

② 就学援助の対象

ア 要保護者（国補助 1/2、市町 1/2）

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者

イ 準要保護者（地方財政措置が講じられ、市町の基準をもとに対応）

市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

③ 援助される費用

ア 要保護者

・ 教育扶助を受けていない場合

学用品費等（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等）、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム代費、オンライン学習通信費

・ 教育扶助を受けている場合

修学旅行費等（他の費用は、教育扶助により対応）

イ 準要保護者

三位一体改革により、平成 17 年度に国の補助が廃止され、税源移譲・地方財政措置が行われたため、各市町の定めにより実施。

④ 受給実績

令和元年度 要保護及び準要保護児童生徒数 17,180 人
就学援助率 12.46%

令和 2 年度 要保護及び準要保護児童生徒数 17,037 人
就学援助率 12.54%

令和 3 年度 要保護及び準要保護児童生徒数 17,391 人
就学援助率 12.97%

※令和 4 年度の調査は、今後実施予定。

3 地域未来塾について

1 地域未来塾について

(1) 制度概要

地域未来塾とは、地域学校協働活動のひとつとして、中学生等を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、原則無料の学習支援を実施するものです。

(2) 対象

家庭の経済状況等によらず、すべての中学生等が参加可能

(3) 時間

放課後や土曜日、夏休み等

(4) 場所

学校の空き教室や図書室、公民館等

(5) 指導者

退職教員、大学生、地域住民、民間教育事業者等の地域人材

(6) 参加費

実費以外は原則利用者負担なし

2 県の取組について

- 国事業を通じて地域未来塾等を実施する市町等に対し、財政的支援を行っています。(国1/3、県1/3、市町等1/3)

補助金は、地域未来塾の運営の他、放課後子供教室の備品整備に係る経費やコミュニティ・スクールの導入に係る経費等にも活用されています。

<市町への補助額(国+県分)>

令和3年度：4,701千円(実績、14市町)

4年度：4,378千円(実績、15市町)

5年度：5,370千円(予算、15市町等)

- 推進協議会等で市町における地域未来塾の好事例を展開し、地域未来塾の取組を推進しています。

3 県内の地域未来塾について

(1) 地域未来塾を実施している市町及びカバーしている公立小中学校数

(令和4年5月1日現在)

木曾岬町、いなべ市、四日市市、菰野町、津市、明和町、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市

13市町 64校

13市町のうち10市町が、国事業の補助金を活用しています。

(2) 取組例

- 中学生に対して、主に数学と英語の基礎学力向上のための学習支援を行う。
- 英検受験者に対して、リスニング等の受験支援を行う。
- 中学校の定期テスト前に学習支援を行う。
- 夏休みの平日3日間、中学生の希望者を対象に、ALTがオールイングリッシュの学習会を行う。
- 教員を志望する地元出身の大学生が指導者となり、学習支援を行う。